

1 令和6年度の児童相談所状況について

<全体状況>

(表1)は県所管の児童人口(18歳未満)、相談受付件数(テレホン相談を除く)、受け付けた相談の主な内訳の件数について5年間の推移を表したものです。児童人口については横ばい傾向にありますが、令和6年度の相談受付件数は前年度より1130件(約8.3%)増加し、過去最多となっています。相談内訳別の受付件数については、年度ごとに変動が見られますが、虐待相談は8023件と前年比574件(約7.7%)増、育成相談以外の相談すべてで、過去最高となっています。

(表1) 児童人口、相談受付件数と主な内訳

年度	所管児童人口*	相談受付数	養護相談(虐待以外)	虐待相談	障害相談	非行相談	育成相談
6	389,219	14,722	874	8,023	4,612	174	766
5	394,459	13,592	839	7,449	4,045	119	806
4	399,423	12,985	882	7,290	3,661	124	750
3	404,390	13,034	789	6,742	4,356	111	734
2	410,830	11,012	792	6,231	3,059	96	621

(*所管児童人口は神奈川県年齢別人口統計調査より)

<子どもの権利擁護の環境整備と一時保護時の司法審査導入に向けた準備について>

- 令和6年4月1日に児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、子どもの権利擁護の環境整備が都道府県の義務として位置付けられ、児童相談所においては、措置等の決定時に子どもの意見聴取等を行うこと(意見聴取等措置)が規定されました。児童相談所では令和5年度より「子どもの声を聞こうプロジェクト」を立ち上げ、子どもの意見・意向を適切に把握できる仕組み作りに取り組みました。
- 一時保護所の設備及び運営に関する基準(一時保護ガイドライン)の見直しを踏まえ、一時保護所の生活環境や体制の整備に取り組みました。具体的には児童の権利擁護を考慮し作成した「一時保護所のしおり」の活用や、一時保護所職員向けの研修等も実施しました。
- 令和7年6月1日施行の「一時保護時の司法審査」の導入に向け、神奈川県では必要な手順を整理し、シミュレーションを通じた課題の洗い出し等を実施、できるだけスムーズな導入ができるよう準備を進めました。
- 今年度、県内1児相が初めて児童相談所の児童相談部門の第三者評価を受審し、子どもの権利擁護機関として客観的な評価を受けました。評価結果を受け、今後改善できるべきことは改善し、業務の質の向上に努めていきます。第三者評価については今後他の児童相談所でも引き続き受審予定です。

これからも引き続き、子どもたちの最善の利益のために取り組んでいきます。